

令和6年度松島町（上級・初級）職員採用試験実施要領

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

①一般・新卒者対象

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	保 健 師	若干名	保健師の専門業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	社会福祉士	若干名	社会福祉士の専門業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
初 級 (高校卒業程度)	行 政	若干名	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。
	行 政 (障がい者)	若干名	
	土 木	若干名	土木技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	建 築	若干名	建築技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。

②実務経験者対象

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	社会福祉士 (民間企業等 実務経験者)	若干名	社会福祉士の専門業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
初 級 (高校卒業程度)	土木(民間企業 等実務経験者)	若干名	土木技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	建築(民間企業 等実務経験者)	若干名	建築技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。

(注)採用予定人員は、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

①一般・新卒者対象

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	保 健 師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者及び保健師の資格を有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者
	社会福祉士	平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者及び社会福祉士の資格を有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの者

初 級	行 政	平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者
	行 政 (障がい者)	次のすべての要件に該当する者 (1)平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者 (2)自力により通勤でき、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者 (3)身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
	土 木	平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校以上の学校において土木系学科を専攻し、同学校を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者
	建 築	平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校以上の学校において建築系学科を専攻し、同学校を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者

②実務経験者対象

試験区分	職 種	受 験 資 格
上級	社会福祉士 (民間企業等 実務経験者)	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び社会福祉士の資格を有し、資格を活かした職務経験(社会福祉施設、福祉事務所等において社会福祉に関連した業務)が通算3年以上ある者
初級	土 木 (民間企業等 実務経験者)	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有し、民間企業等で土木関係の調査、設計、測量、工事監理の職務経験が通算3年以上ある者
	建 築 (民間企業等 実務経験者)	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有し、民間企業等で建築関係の調査、設計、測量、工事監理の職務経験が通算3年以上ある者

※実務経験者について

民間企業等における実務経験には、公務員としての実務経験も含まれますが、1年以上継続して就業した期間のみが該当し、アルバイトやパートタイマーとしての就業期間は含まれません。

また、現在就業中の方については、令和6年7月1日までの実務経験とします。

なお、最終合格者決定後、実務経験期間を確認するため、実務経験証明書を提出していただきます。

(2) 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ハ 松島町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ニ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

①一般・新卒者対象【行政・行政（障がい者）・保健師・社会福祉士・土木・建築】

試 験	方 法
教養試験 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性についての検査
専門試験 (90分)	各職種の専門的知識及び能力についての試験 ※行政以外の職種のみ実施

②実務経験者対象【社会福祉士・土木・建築の民間企業等実務経験者】

試 験	方 法
教養試験 (60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ※基礎的な内容が出題されるため、特別な準備や対策は不要です
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性についての検査
専門試験	実施しません

(2) 第2次試験

試 験	方 法
論文試験 (90分)	文章による表現力、内容構成等の能力について論文による筆記試験
人物試験 (15分)	個別面接により主として人物についての試験
健康診断	健康診断書に基づき職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの審査
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査

4 試験日及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和6年9月22日（日） 試験 午前10時～（受付 午前9時～）	令和6年11月上旬～中旬頃
場 所	宮城県自治会館 (仙台市青葉区上杉1-2-3)	1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、令和6年10月22日(火)に町役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。（発表はこれより早くなる場合があります。）

(2) 最終合格者の発表は、令和6年11月22日(金)に町役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。（発表はこれより早くなる場合があります。）

なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6 給与

- (1) 初任給については、おおむね大学卒で196,200円、高等学校卒で166,600円です。ただし、職歴等により加算される場合があります。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、町役場に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に受験申込の職種が分かるように「職員採用統一試験 受験申込書請求(職種名)」と朱書し、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

松島町総務課総務管理班あて

〒981-0215 松島町高城字帰命院下19番地の1

(3) 受付期間

令和6年7月1日(月)～令和6年8月5日(月)

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は、令和6年8月5日(月)までに上記の受験申込先に届いたものに限り受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。

(4) 提出書類

イ 受験申込書 1部(所定の受験申込書を使用すること。)

受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に写真を貼ってください。(写真のない場合は受付できません。)

ロ 実務経験申出書 1部(民間企業等実務経験者枠で受験される方のみ)

ハ 受験料 不要

ニ 郵便申込の場合は、宛先を明記し、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

8 その他

(1) 申込を受理された受験申込者には受験票を交付します。

(2) この試験についてのお問い合わせは、松島町総務課総務管理班(電話 022-354-5701)でお答えします。

なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復はがきを使用するか、又は84円手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。